

工事請負、業務委託及び物品調達における契約約款の一部改正について (談合行為に対する措置：損害賠償金率の改定)

企業団契約に係る工事請負、業務委託及び物品調達の入札に関して、独占禁止法違反行為等、不正な入札を防止するため契約締結後談合等が発覚した場合における損害賠償を求める措置として、損害賠償金条項を契約約款に明記しておりますが、近年、公共工事を巡る談合事件が相次いでいることを踏まえ、当企業団としても、より一層の不正行為の防止を図るため損害賠償金率を現行の 10% から 20% への引き上げを行います。

記

(概要)

企業団契約に係る入札に関して、次に該当する場合は、請負代金額の 10 分の 2 に相当する損害賠償金を契約の相手方に請求する。

企業団契約に係る入札に関して、独占禁止法の規定に違反する行為がある又はあったとして、課徴金納付命令が確定したとき。

企業団契約に係る入札に関して、刑法(競売等妨害)又は独占禁止法の規定による刑が確定したとき。

阪神水道企業団
経理課 契約係
電話 078(431)1902